

## 【闇金（ヤミ金）と反社会的勢力】

- 1 「腎臓売れ！肝臓売れ！目ん玉売れ！」、平成11年頃、こんなことを言って取り立てをした貸金業者がいました。この言葉を出したは、きちんと貸金業として登録されている業者でした。登録されている業者でさえこうなのですから、無登録業者（いわゆる「闇金」）の取り立ての過酷さは想像に難くありません。



- 2 闇金融業者の背後には、反社会的勢力がいるといわれています。

実際、闇金業者らが訴えられた事件（五菱会事件、最高裁判所平成20年6月10日判決最高裁判所民事判例集62巻6号1488頁・原審高松高等裁判所平成18年12月21日判決）では、暴力団が実質的に闇金業を営んでいると認定されています。

また、警察白書（令和2年）においても「暴力団は、…その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反…等の資金獲得犯罪を敢行している」とされています。

いわゆる振り込め詐欺等の特殊詐欺に反社会的勢力が関与していることも、様々な捜査や裁判を通じて明らかになっています。特殊詐欺も闇金融業も、社会的弱者を食い物にする経済犯という点で同様であり、闇金融業にも反社会的勢力が関与していることは想像に難くありません。

おそらく、現在においても、反社会的勢力が闇金業を営んでいるというべきでしょう。

- 3 平成の時代は、「闇金」の姿というのは、皆さんのイメージしやすい「闇金」でした。平成の時代の闇金業者は、チラシやポスター、メールやSNS等を通じて、「お金を貸します」と連絡をしてきました。その連絡を受けた人が業者の携帯電話に連絡をすると、業者から住所・氏名・職業・親戚の住所・氏名・職場等を聞かれます。そして、お金が借主に振り込まれます。その際、闇金業者からは、返済口座の情報が教えられ、「1万借りたら来週には3万」等と暴利を貪られます。借主が返済できなくなると、職場や親族にガンガン連絡が入ります。最終的には闇金の攻撃や職場の目に耐え兼ねた親、兄弟、職場といった本人以外の「誰か」が闇金の要求する多額を支払わされるというものでした。闇金業者が借主に教えた銀行口座や携帯電話は、いずれも、犯罪等で譲り受けた（業者にとって）他人名義のものです。被害者にとって、闇金業者の情報は、口座情報と携帯電話番号しかわかりません。他方で、闇金業者は被害者やその職場・親戚の個人情報を熟知しているというのが特徴です。

警察・弁護士もそのような状況に毅然と立ち向かいました。警察の取締りや、闇金に立ち向かう弁護士らが闇金業者と折衝・追い詰めることにより、振り込め詐欺救済法・携帯電話利用停止法・口座凍結等の制度が整備されました。闇金業者は、その情報を追求されるのに合わせ、犯罪の道具である口座や携帯電話を止められることで、活動でき

なくさせられました。その結果、平成の時代に跋扈した「わかりやすい闇金」は、今なお被害は続いていますが、全盛期に比べればぐっと弱らされてきたのです。

- 4 そのような状況下で、令和に入り、「新しい闇金」が現れてきました。手法は様々ですが、いずれも特徴としては、実質的には金貸しのくせに、「正規の業者」や「正規の取引」を仮装するというものです。

たとえば、給与ファクタリングという取引を営むものが現れました。これは、「給料前払いサービス」等と称するものです。（法律上は、給料債権を譲るという形式をとるのですが、）要は、利用者は、給料日前に業者から金を受け取って給料日に借りた金に手数料を載せて返すというものであり、闇金が決法的に考えだした手法でした。現在、給与ファクタリング業者は闇金であると認める判決が次々と下されています。令和3年3月時点で、給与ファクタリング事業はほぼ壊滅されたといえるでしょう。

そのほか、最近現れてきているものとしては、「代金前払いサービス」「代金後払いサービス」等と言われる、売買を仮装した闇金です。わかりにくいので具体例を示します。例えば、被害者は、車を持っていないのに、闇金業者との間で「高級車を5万円で売ることにする。被害者は代金を今受け取る。乗用車は、被害者が闇金業者に来月、引き渡す。来月に引き渡せない場合には、違約金10万円をしはらう」と決めて金をうけるといいます。被害者は車を持っていないので、闇金業者に車を渡せるはずがありません（仮に持っていたとしても、10万円で売るなんて勿体なすぎます。）。最初から、来月に違約金10万円を払うと予定して、今、車の代金という名目で、5万円を受け取るというものです。これは、言い換えれば、今日5万円を受け取って、来月10万円返す、業者も利用者もそういうつもりで5万円を受け取るというものであり、実質的にはただの貸金といえるでしょう。

このほか、「サイトレビューを書いたら報酬返金サービス」「個人間融資」「ひととき融資」等と、名前や中身を変えつつ、「要は金を貸して暴利をむさぼるということ」という取引が現れています。

- 5 闇金融の被害者の中には、闇金融業者が怖いだけではなく、「高金利とわかっていて借りたのだから返さなければ。」「困ったときに助けてもらったのだから、借りた金は返さなければ。」という意識の下で、闇金融業者に返済をする方がいます。しかし、そこでの利率は暴利であり、返済しきることのできるものではありません。しかも、その返済した利息は、まわりまわって、反社会的勢力の活動資金になっていると想定されます。つまり、闇金に返済することにより、反社会的勢力の新たな活動を助長し、新たな被害者を生み出しているのです。

闇金に対抗するには、利用者や、利用者が情報を教えてしまった家族、職場等が一丸となって立ち向かう必要があります。それには、埼玉県警察や民事介入暴力対策委員会委員もお力になります。そして、闇金融業者も金儲けのためにやっていますから、警察や弁護士が関与することによって「この人から金を取り立てるのは無理だな」となれば取り立てを諦めるケースが多く、相応に解決も期待できます。

- 6 今回の民暴だよりは、闇金融という、一件反社会的勢力との関わりの薄い、普段とは少し違う観点から、民事介入暴力について述べてみました。この民暴だよりをお持ちの皆さんには、

①「お金を貸します」という体裁をとっていなくても、実質的には金貸しだとい  
う闇金があること（そして流行していること）

②闇金業者は反社会的勢力とつながりがあること

③闇金へは、警察や弁護士が関与することで、解決への期待ができること  
を覚えて頂きたいと思います。

その上で、もし、ご自身や、周囲の方が、闇金融被害にあっていたり、「闇金融ではな  
いか？」という取引をしようとしているときには、是非、早急に、民事介入暴力対策委  
員会委員に御連絡をください。

きっと、解決のお力添えができます。

**寄稿者**

埼玉県川口市芝新町5-1 SKビル6階C号室

わらび法律事務所 ☎048-483-4246

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 織田 恭央

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信し  
ているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.146」から編集したものです。